

募集要領

1 目的

「SDGs えどがわ 10 の行動」を始めたくくなるような、「そっと後押し」するアイデア（専門用語で「ナッジ」という）を募集し、SDGs の取り組みを促進するものとして活用する。

【SDGs えどがわ 10 の行動】

- 行動 1 食品ロスを防ぐため、必要な量だけ買おう。
- 行動 2 健康的な食事をし、運動を心がけ、十分な睡眠をとろう。
- 行動 3 家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう。
- 行動 4 電気も水も大切に使う。
- 行動 5 最新の科学や技術に興味を持ち、活用してみよう。
- 行動 6 一人ひとりの多様性への理解を深め、交流の機会を増やそう。
- 行動 7 世代を超えて地域のイベントや防災訓練に参加し、絆を深めよう。
- 行動 8 とにかくリサイクルをしよう。
- 行動 9 みどりを大切にし、プラごみを減らして豊かな自然を守ろう。
- 行動 10 川や海に囲まれた江戸川区の歴史や文化、環境を学ぼう。

ナッジとは？

「肘で軽く突く」という意味で、ちょっとしたきっかけを与えて自発的な行動を促すことを意味しています。

広報えどがわ令和 4 年 4 月 15 日号

皆さんもこんな経験はありませんか？

レジ前の足跡シールで、ソーシャルディスタンスが確保できた！

道路に小学生が描いた駐輪禁止の絵が貼ってあり、放置自転車がなくなっていた！

サラダが陳列棚の目に留まる所に置いてあり、野菜を食べる機会が増えた！

サラダは健康にいいよね！

アイデア一つで皆さんの行動を変えることもできます。そんな区民の背中を「そっと後押し」するアイデアを募集しています！

2 募集内容

「ナッジ」の考え方を取り入れた、「SDGs えどがわ10の行動」を始めたいかなるようなアイデア（以下のいずれか1つでも可）

- (1) イラスト
- (2) キャッチコピー
- (3) その他提案

ナッジを使ったアイデア例 行動
1 「食品ロスを防ぐため、必要な量だけ買おう。」
の場合

イラスト	キャッチコピー	提案
	<p>ちょっと待って! 大切なお金を 捨ててない?</p>	<p>スーパーなどで、 消費期限が近い商品 を買いたくなるような シールを貼る</p>

3 応募資格

区内在住、在勤、在学の方（団体やグループ等による応募も可能）

4 募集期間

令和4年4月15日(金)から令和4年5月14日(土)必着まで

5 応募規定

アイデア(「2 募集内容」に掲げたイラスト、キャッチコピー、その他提案をいう。以下同じ。)は応募者本人が発案したオリジナルの未発表のものとし、他で発表された内容と同一または類似していないものであり、第三者の著作権等を一切侵害しないものに限る。

6 応募方法および応募形式

区ホームページ専用フォーム（東京共同電子申請・届け出サービス）または所定の応募用紙に必要事項を記載し応募すること。

(1) 区ホームページ専用フォームによる応募

必要事項を入力し応募。添付資料がある場合、データの容量は1点につき10MB以内(一度の応募で3点まで添付可能)、ファイル形式はMicrosoft Word(doc等)、Microsoft Excel(xlsx等)、Microsoft PowerPoint(pptx等)、テキスト文書(txt)、画像ファイル(jpg, jpeg, gif, png)。

(2) 郵送または持参による応募

区ホームページより「応募用紙」(2枚組)をダウンロードまたは下記配布場所より入手し、必要事項を記載して提出。

応募用紙配布場所

- ・SDGs推進センター(タワーホール船堀3階)
- ・江戸川区役所本庁舎1階総合案内
- ・各区民館
- ・総合文化センター
- ・タワーホール船堀
- ・グリーンパレス



【応募先】〒134-0091 江戸川区船堀4-1-1 タワーホール船堀
江戸川区SDGs推進センター宛 アイデア在中

7 留意点

- (1) 応募されたアイデアのうち、江戸川区が採用したもの(以下「採用アイデア」という)について著作権が生じる場合、当該著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)は、応募をもって江戸川区に無償譲渡され、以後、江戸川区に帰属するものとする。なお、採用アイデアについて著作者人格権が生じる場合、応募者は、江戸川区に対して当該著作者人格権を行使しないこと。
- (2) 応募者は、採用アイデアについて、商標及び意匠の登録を行わないこと。
- (3) アイデアの制作及び応募に関する費用は応募者負担とする。
- (4) 応募に当たり、江戸川区に提出されたデータ、書類は返却しない。
- (5) 採用アイデアは、必要に応じ、江戸川区において加筆等の変更を含む修正をする場合がある。
- (6) 受付及び採用・不採用通知は行わない。選考経過の問い合わせには応じられない。
- (7) 採用アイデアについて、第三者から権利侵害を理由とする損害賠償等の請求がなされた場合は、応募者自らの責任と費用で解決することとし、江戸川区では一切の責任を負いかねること。なお、アイデアの応募に関連して、江戸川区が損害を被った場合は、応募者において当該損害を負担すること。
- (8) 応募に当たっては、応募用紙(区ホームページ専用フォームからの応募の場合はフォーム内)の同意欄にチェックすること。応募者が18歳未満の場合は保護者による署名を要する。なお、同意欄へのチェック、応募者が18歳未満の際の保護者による署名が無いものについては正式な応募として取り扱わないものとする。
- (9) 収集した個人情報は、本事業の実施以外の目的には利用しない。

採用アイデアは区の発行物やホームページなどで公開する場合があります。

【問い合わせ先】江戸川区SDGs推進部ともに生きるまち推進課SDGs推進センター
電話03(5676)7885